

I **国家税务总局关于出口合同备案货物有关出口退税申报审核事项的通知**

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国税函【2006】1057号
【发布日期】2006-11-09
【实施日期】2006-11-09
【提示】该通知对出口退税软件升级后的备案出口合同项下出口货物有关出口退税申报、审核工作进行了规定。
【相关法令全文】请点击以下网址查看：
《国家税务总局关于出口合同备案有关问题的通知》
<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=20060919170940553>
《国家税务总局关于出口合同备案有关数据处理问题的通知》
<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200610100834412711>
《国家税务总局关于出口合同备案货物有关出口退税申报审核事项的通知》
<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/4225939.html>

I **中华人民共和国外资银行管理条例**

【发布单位】国务院
【发布文号】国务院令 第 478 号
【发布日期】2006-11-11
【实施日期】2006-12-11
【提示】该条例对中国境内外资银行的设立与登记、业务范围、监督管理、法律责任等进行了比较详细的规定,适用对象包括:
n 1家外国银行单独出资或者1家外国银行与其他外国金融机构共同出资设立的外商独资银行;
n 外国金融机构与中国的公司、企业共同出资设立的中外合资银行;
n 外国银行分行;
n 外国银行代表处。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label=WxzLk&id=354168>

I **輸出契約届出商品の輸出時の税金還付申請審査事項についての国家税務総局による通知**

【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国税函【2006】1057号
【発布日】2006-11-09
【施行日】2006-11-09
【コメント】同通知は、輸出時の税金還付のソフトウェアバージョンアップ後における届出された輸出契約に基づく輸出商品の輸出時の税金還付申請、審査作業について規定を設けている。
【関係法令全文】下記 URL をクリックしてください。
「輸出契約届出に関する事項についての国家税務総局による通知」
<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=20060919170940553>
「輸出契約届出に関するデータ処理問題についての国家税務総局による通知」
<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200610100834412711>
「輸出契約届出商品の輸出時の税金還付申請審査事項についての国家税務総局による通知」
<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/4225939.html>

I **中華人民共和國外資銀行管理條例**

【発布機関】國務院
【発布番号】國務院令 第 478 号
【発布日】2006-11-11
【施行日】2006-12-11
【コメント】同条例は、中国域内の外資銀行の設立と登記、業務範囲、監督管理、法的責任等についてかなり詳細な規定を設けており、その適用対象に含まれるのは次の通り。
n 1つの外国銀行による単独出資或いは1つの銀行とその他の外国金融機構が共同で出資し設立した外商独資銀行。
n 外国金融機構と中国の会社、企業が共同で出資し設立した中外合弁銀行。
n 外国銀行の支店。
n 外国銀行の駐在員事務所。
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label=WxzLk&id=354168>

I 金融机构反洗钱规定

【发布单位】中国人民银行
【发布文号】中国人民银行令【2006】1号
【发布日期】2006-11-14
【实施日期】2007-01-01
【提示】该规定相对于2003年01月03日中国人民银行发布的《金融机构反洗钱规定》，主要有以下两点变化，一是要求金融机构按照规定建立和实施客户身份识别制度，二是规定了更加严格的对金融机构的处罚措施。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=100&id=1977>

I 金融机构大额交易和可疑交易报告管理办法

【发布单位】中国人民银行
【发布文号】中国人民银行令【2006】2号
【发布日期】2006-11-14
【实施日期】2007-03-01
【提示】该办法对人民币和外汇的大额、可疑交易实行合并管理，对金融机构应当报告的大额、可疑交易重新进行了定义。根据该办法，下述交易属于大额交易：

- n 单笔或者当日累计人民币交易20万元以上或者外币交易等值1万美元以上的现金缴存、现金支取、现金结售汇、现钞兑换、现金汇款、现金票据解付及其他形式的现金收支；
- n 法人、其他组织和个体工商户银行账户之间单笔或者当日累计人民币200万元以上或者外币等值20万美元以上的款项划转；
- n 自然人银行账户之间，以及自然人与法人、其他组织和个体工商户银行账户之间单笔或者当日累计人民币50万元以上或者外币等值10万美元以上的款项划转；
- n 交易一方为自然人、单笔或者当日累计等值1万美元以上的跨境交易。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=100&id=1978>

I 金融機構反資金洗淨規定

【発布機関】中国人民銀行
【発布番号】中国人民銀行令【2006】1号
【発布日】2006-11-14
【施行日】2007-01-01
【コメント】同規定は2003年1月3日に中国人民銀行が発布した「金融機構反資金洗淨規定」と比べると、主に次の2つの変化があり、1つは金融機構に規定に従って顧客の身分識別制度を制定・実施するよう求めている点、もう1つは金融機構に対する処罰処置をより厳しく定めている点である。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=100&id=1977>

I 金融機構多額取引及び疑いある取引報告管理弁法

【発布機関】中国人民銀行
【発布番号】中国人民銀行令【2006】2号
【発布日】2006-11-14
【施行日】2007-03-01
【コメント】同弁法は、人民元と外貨の多額或いは疑いある取引について一括した管理を実施し、金融機構が報告すべき多額或いは疑いある取引について改めて定義付けをしている。同弁法によると、次の取引が多額取引に該当することになる。

- n 一回の又は当日の人民元の累計取引が20万元以上又は外貨取引が1万米ドル相当以上の現金の預金、現金の引き出し、現金での外貨決済、現金の両替、現金の送金、現金手形での支払い及びその他の形式での現金の収支。
- n 法人、その他の組織及び個人経営者の銀行口座間における一回の又は当日の人民元の累計が200万元以上又は20万米ドル相当以上の金額の振替。
- n 自然人の銀行口座間、及び、自然人与法人、その他の組織と個人経営者の銀行口座間における一回の又は当日の人民元の累計取引が50万元以上又は10万米ドル相当以上の金額の振替。
- n 取引の一方が自然人の場合、一回の又は当日の累計が1万米ドル相当以上のクロスボーダー取引。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=100&id=1978>

I [最高人民法院](#)关于审理走私刑事案件具体应用法律若干问题的解释（二）

【发布单位】最高人民法院
【发布文号】法释【2006】9号
【发布日期】2006-11-14
【实施日期】2006-11-16
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/penal/200611160021.htm>

I [密輸刑事事案を審理するにあたり実際に法律を応用する場合の若干問題についての最高人民法院による解釈\(二\)](#)

【発布機関】最高人民法院
【発布番号】法釈【2006】9号
【発布日】2006-11-14
【施行日】2006-11-16
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
<http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/penal/200611160021.htm>

I [上海市浦东新区“十一五”吸收外资规划\(纲要\)](#)

【发布单位】上海市浦东新区经济委员会
【发布日期】2006-11-10
【实施日期】2006-11-10
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.pudong.gov.cn/attach/infoattach/2006-11-1068954/2006-11-1093946.doc>

I [上海市浦東新区「十一五」外資吸収計画\(綱要\)](#)

【発布機関】上海市浦東新区經濟委員會
【発布日】2006-11-10
【施行日】2006-11-10
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
<http://www.pudong.gov.cn/attach/infoattach/2006-11-1068954/2006-11-1093946.doc>

I [上海海关支持浦东综合配套改革试点九项措施](#)

【发布单位】上海海关
【发布文号】沪关办发【2006】326号
【发布日期】2006-11-16
【实施日期】2006-11-16
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.pudong.gov.cn/website/govOpen/InfoContent.jsp?sj_dir=govOpen_BMXXGK&ct_id=120138

I [上海税関の浦東総合関連改革試案を支持する9つの措置](#)

【発布機関】上海税関
【発布番号】滬関弁発【2006】326号
【発布日】2006-11-16
【施行日】2006-11-16
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
http://www.pudong.gov.cn/website/govOpen/InfoContent.jsp?sj_dir=govOpen_BMXXGK&ct_id=120138

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

I [黄金市场将全面开放](#)

据称，中国黄金市场的改革将实现从商品交易为主向金融交易为主、从现货交易为主向衍生品交易为主的转变，在市场交易、运行和监管逐步规范的前提下，全面放开黄金市场。

（摘自 2006 年 11 月 16 日中国外商投资网）

二、関係する新たな情報

I [黄金市場が全面的に開放される](#)

中国の黄金市場の改革として、商品取引を主としたものから、金融取引を主としたものへ、現物取引を主としたものから派生品取引を主としたものへと移り変わりを實現されつつあり、市場の取引、運営及び監督管理が徐々に規範化されていく中で、黄金市場が全店的に開放されることになると言われている。

（2006 年 11 月 16 日付の中国外商投資網ウェブサイトより抜粋）

I 《加工貿易禁止類商品目錄》實施在即，中國對加工貿易產業進行優化調整

2006年11月01日，商務部、海關總署、國家環保總局聯合發布了《加工貿易禁止類商品目錄》(商務部、海關總署、國家環保總局公告【2006】82號；以下簡稱“三部委【2006】82號文”)。“三部委【2006】82號文”將於2006年11月22日起實施。

早在2006年09月14日，財政部、國家發展改革委、商務部、海關總署、國家稅務總局聯合發布了《關於調整部分商品出口退稅率 and 增補加工貿易禁止類商品目錄的通知》(以下簡稱“財稅【2006】139號文”)。“財稅【2006】139號文”的內容有兩大部分：第一，對部分出口商品的出口退稅率進行調整；第二，對“財稅【2006】139號文”發布之前已經取消出口退稅及根據“財稅【2006】139號文”規定取消出口退稅的商品，列入加工貿易禁止類目錄，對列入加工貿易禁止類目錄的商品進口一律征收進口關稅和進口環節稅。

“三部委【2006】82號文”根據“財稅【2006】139號文”的要求而制定，並具體落實了“財稅【2006】139號文”關於上述第二部分規定。“三部委【2006】82號文”的實施，標志著中國著手對加工貿易政策進行新一輪政策調整，優化加工貿易產業結構。

結合“財稅【2006】139號文”的規定、以及對“三部委【2006】82號文”內容的研究，律師認為，在“三部委【2006】82號文”今後的實施過程中，有以下需要注意的情形：

1. 對新一批《加工貿易禁止類商品目錄》設定了過渡期，暫時可能不會對加工貿易產生較大影響：

“三部委【2006】82號文”規定，自2006年11月22日起，商務主管部門不再受理《加工貿易禁止類商品目錄》內加工貿易業務的申請，但對於此前已經經過商務主管部門批准的加工貿易業務，仍允許相關企業按規定向海關申請加工貿易備案，但要求申報企業在合同有效期內執行完畢；以企業為單元管理的聯網監管企業，允許在2007年11月22日前執行完畢；在前述期限到期仍未執行完畢的，將不予延期。這主要是為了減輕政策調整對加工貿易企業的影響。

2. 新一批《加工貿易禁止類商品目錄》禁止出口原料類商品，不會對加工貿易企業進口原料用以深加工生產的經營模式產生大的影響：

新一批《加工貿易禁止類商品目錄》涉及804個(10位碼)稅號商品，占全部進出口商品稅號總數的6.5%。根據律師對新一批《加工

I 「加工貿易禁止類商品目錄」的試行を目前に控え、中国は加工貿易産業について合理化調整を実施する。

2006年11月1日、商務部、税関総署、国家環境保護総局は「加工貿易禁止類商品目錄」(商務部、税関総署、国家環境保護総局公告【2006】82号；以下「三部委【2006】82号文書」という)を共同で發布した。「三部委【2006】82号文書」は2006年11月22日より施行される。

これよりも前の2006年9月14日に、財政部、国家發展改革委員会、商務部、税関総署、国家稅務總局は「一部の商品の輸出時の税金還付率を調整し加工貿易禁止類商品目錄を追加することについての通知」(以下「財稅【2006】139号文書」という)を共同で發布している。「財稅【2006】139号文書」の内容は大きく分けて2つの部分が含まれる。1つは、一部の輸出商品の輸出時の税金還付率を調整すること、もう1つは、「財稅【2006】139号文書」の發布前に輸出時の税金還付を取消した商品及び「財稅【2006】139号文書」の規定に基づき輸出時の税金還付を取消す商品は、加工貿易禁止類目錄に入れ、加工貿易禁止類目錄に入れた商品を輸入する場合は一律に輸入関税と輸入段階に発生する税金を徴収することである。

「三部委【2006】82号文書」は「財稅【2006】139号文書」の要求に基づき制定されたものであり、「財稅【2006】139号文書」の中の上述した2つ目の部分の規定を具体的にはっきりと定めている。「三部委【2006】82号文書」の施行は、中国が加工貿易政策について新たな政策上の調整、加工貿易構造合理化に着手したことを意味している。

「財稅【2006】139号文書」の規定、及び、「三部委【2006】82号文書」の内容について検討してみると、「三部委【2006】82号文書」の今後の施行の過程では、注意すべき以下の状況が考えられる。

1. 最新の「加工貿易禁止類商品目錄」について過渡期を設定しており、加工貿易についてひとまずはそれほど大きな影響はないはずである。

「三部委【2006】82号文書」の規定によると、2006年11月22日より、商務主管部門はそれ以降「加工貿易禁止類商品目錄」内の加工貿易業務の申請は受理しないが、それ以前にすでに商務主管部門の承認を得た加工貿易業務については、関係企業が引き続き規定に従って税簡易加工貿易の届出の申請をすることを認めるが、申請する企業に対しては契約の有効期間内に執行を完了させるよう求め、企業をユニット管理するインターネット監督管理企業は2007年11月22日までに執行を済ませるようにすることを認め、前述した期限になってもまだ執行が完了しない場合、延期はしないとしている。これは主に政策上の調整が加工貿易企業にもたらす影響を軽減することを目的としている。

2. 最新の「加工貿易禁止類商品目錄」は原料類商品の輸出を禁止しているが、加工貿易企業

贸易禁止类商品目录》内容的研究，新一批《加工贸易禁止类商品目录》主要禁止原材料和资源性产品及相关制成品（例如，矿物焦油、沥青、航空煤油、混合氯化稀土、磷片状天然石墨、粗铸锻件坯矿物、未轧制的铜锌合金、废棉纱线、木制一次性筷子、卧室用濒危红木家具等，以及焦炭或半焦炭、无烟煤、炼焦烟煤、液化天然气、气态天然气、其他液化石油气及烃类气等）的出口，不会影响加工贸易企业进口原料用以深加工生产。此外，律师注意到，新一批《加工贸易禁止类商品目录》主要涉及高耗能、高污染的化工、冶炼类产品，而目前中国加工贸易的75%为机电产品。因此，新一批《加工贸易禁止类商品目录》的发布不会对加工贸易产生大的影响。

3. “三部委【2006】82号文”对出口加工区、保税区内企业也有条件适用：

根据“三部委【2006】82号文”的规定，设立于出口加工区、保税区等海关特殊监管区域内的企业，也适用“三部委【2006】82号文”，但“三部委【2006】82号文”发布之前已在前述区域内设立的企业除外。

综上，律师认为，鉴于新一批《加工贸易禁止类商品目录》规定的禁止类商品主要是原材料和资源性产品的进出口及加工贸易，而上海、江苏等长三角地区主要以机电产品为加工贸易的主要形式，因此，长三角地区的加工贸易产业受新一批《加工贸易禁止类商品目录》的影响并不是非常大。但值得注意的趋势是，此次出口退税率的调整具有明显的倾向性，调低原材料和资源性产品出口退税的产品，相应的禁止和限制进出口类商品目录也将有所调整。今后，中国按照宏观调控、产业发展、环境保护等方面要求，将高耗能、高污染和大量消耗国内资源的商品逐步列入加工贸易禁止类。中国将通过不断优化加工贸易商品结构的方式，提高加工贸易发展水平。

【备注】

查看《关于调整部分商品出口退税率和增补加工贸易禁止类商品目录的通知》（财税【2006】139号），请点击以下网址：

http://www.mof.gov.cn/news/20060915_1556_16612.htm

查看《加工贸易禁止类商品目录》（商务部、海关总署、国家环保总局公告【2006】82号），请点击以下网址：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/200611/20061103621171.html>

（里兆律师事务所 2006年11月17日整理编写）

が原料を輸入し深加工生産に用いる経営パターンにはそれほど大きな影響はないはずである。

最新の「加工貿易禁止類商品目録」では804の(10桁番号)税号商品に触れられており、全部の輸出入商品の税号総数の6.5%を占める。「加工貿易禁止類商品目録」内容を確認したところ、最新の「加工貿易禁止類商品目録」は主に原材料及び資源性製品及び関係製品(たとえば、鉱物性タール、コールドタール、航空ガソリン、混合塩化稀土、天然鱗片状黒鉛、粗鑄鍛造した未成形鋳物、未鍛造圧延の銅亜鉛合金、綿糸屑、木製使捨割箸、減少危機にある紫檀製寢室用家具等、及び、コークス又は半コークス、無煙石炭、コークス製造瀝青炭、液化天然ガス、気体天然ガス、その他の液化石油ガス及び炭化水素類ガス等)の輸出を禁止しているが、加工貿易企業が原料を輸入し深加工生産に使用するには影響はないはずである。このほか、最新の「加工貿易禁止類商品目録」は主にエネルギーの消費の高い、汚染の大きな化学工業、製錬類製品に触れているが、現在の中国加工貿易の75%は機械・電力設備である。したがって、最新の「加工貿易禁止類商品目録」の発布は加工貿易に対してそれほど大きな影響はないはずである。

3. 「三部委【2006】82号文書」は輸出加工区、保税区内企業に対しては適用条件がある。

「三部委【2006】82号文書」の規定によると、輸出加工区、保税区等の税関特殊監督管理区域内の企業も「三部委【2006】82号文書」を適用するが、「三部委【2006】82号文書」の発布前にすでに前述した区域内に設立した企業は除く。

以上から、最新の「加工貿易禁止類商品目録」が定める禁止類商品は主に原材料及び資源性製品の輸出入及び加工貿易であり、上海、江蘇等のデルタ地区は主に機械・電力製品が加工貿易の主要形式となっていることから、長江デルタ地域の加工貿易産業が最新の「加工貿易禁止類商品目録」によって受ける影響はそれほど大きいものではないと思われる。だが、注意すべき傾向として、この度の輸出時の税金還付率の調整ははっきりとした傾向性を示しており、原材料と資源性製品で輸出時の税金還付を引き下げる製品について、相応に禁止・制限類の商品目録も調整されることになる。今後、中国はマクロ的コントロール、産業発展、環境保護等の方面の要求に従い、エネルギー消費率が高く、汚染が高い、国内資源を大量に消費する商品を徐々に加工貿易禁止類に組み入れていく。中国は加工貿易商品構造を絶えず合理化していくことで、加工貿易発展水準を引き上げていこうとしている。

【備考】

「一部の商品の輸出時の税金還付率を調整し加工貿易禁止類商品目録を追加することについての通知」(财税【2006】139号)をご覧ください。下記URLをクリックしてください。

http://www.mof.gov.cn/news/20060915_1556_16612.htm

「加工貿易禁止類商品目録」(商务部、税関総署、

国家環境保護総局公告【2006】82 号)をご覧になる
場合は、下記 URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/200611/20061103621171.html>

(里兆法律事務所が 2006 年 11 月 17 日付で作成)